

●税額控除の種類と計算

一定の税額を、算出された所得割額から差引く制度です。主な税額控除についてご紹介します。

●調整控除

税源移譲に伴い生じる、所得税と個人住民税の基礎控除や扶養控除等の差額（「人的控除額」といいます）に基因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額を控除します。この控除を「調整控除」といいます。

合計課税所得金額が 200 万円以下の場合	次のうちのいずれか少ない額の 5%（市 3%、道 2%）を控除 ① 5 万円 + 基礎控除以外の人的控除額の差 ^{注1} の合計額 ② 合計課税所得金額 ^{注2}
合計課税所得金額が 200 万円超の場合	次の計算式で算出される額の 5%（市 3%、道 2%）を控除 5 万円 + 基礎控除以外の人的控除額の差の合計額 －（合計課税所得金額－200 万円） ※この金額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円（市 1,500 円、道 1,000 円）を控除

〔注 1〕 人的控除額の差は 13 ページをご参照ください。

〔注 2〕 合計課税所得金額とは、課税総所得金額・課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。

●住宅ローン控除（住宅借入金等特別税額控除）

個人が住宅ローンを利用してマイホームの新築、取得又は増改築等をする際に、一定の要件を満たす場合に、税額の控除が受けられる制度です。

減税は、まず所得税でされているところですが、所得税から控除しきれない額を住民税から控除しています。

対 象 者	次の①と②の条件をともに満たす方 ① 平成 28 年～令和 12 年 12 月末までに入居した方 ② 所得税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の対象となる方
計算方法	次のいずれか小さい額を控除 ▶ 所得税の住宅ローン控除可能額のうち <u>所得税で控除しきれなかった額</u> ▶ 所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額－48 万円) の 5% （上限：97,500 円） または、所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額－48 万円) の 7%（上限：136,500 円） ^{注1}
申 告	所得税の確定申告や年末調整が必要です ^{注2}

〔注 1〕 住民税分の控除額については、次ページのとおりで。

〔注 2〕 控除を受ける最初の年については、確定申告をしなければなりません。

2 年目以降は年末調整でも控除を受けることができます。

●住宅ローン控除（住民税分）の控除期間と算出方法

居住開始時期	控除期間	算出方法
平成 28 年 1 月 1 日から 令和元年 9 月 31 日（※ 1）	10 年間	所得税の課税総所得金額等 × 7%（※ 4）（最高 136,500 円）
令和元年 10 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日（※ 1）	13 年間	所得税の課税総所得金額等 × 7%（※ 4）（最高 136,500 円）
令和 3 年 1 月 1 日から 令和 4 年 12 月 31 日（※ 1 ※ 2）	13 年間	所得税の課税総所得金額等 × 7%（※ 4）（最高 136,500 円）
令和 4 年 1 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日	13 年間	所得税の課税総所得金額等 × 5%（※ 4）（最高 97,500 円）
令和 6 年 1 月 1 日から 令和 12 年 12 月 31 日	10 年間 （※ 3）	所得税の課税総所得金額等 × 5%（※ 4）（最高 97,500 円）

- ※ 1 消費税率が 8%または 10%である場合の算出方法になるため、それ以外についての期間は 10 年間、控除額は 5%を乗じた金額（最高 97,500 円）となります。
- ※ 2 注文住宅は令和 2 年 1 0 月から令和 3 年 9 月末まで、分譲住宅などは令和 2 年 1 2 月から令和 3 年 1 1 月末までに契約した場合の算出方法になります。
- ※ 3 認定住宅または一定の省エネ基準を満たす新築住宅の場合は 13 年間になります。
- ※ 4 令和 7 年 1 2 月までに居住の用に供した場合は、算出方法が「所得税の課税総所得金額等 +（所得税の基礎控除額 - 48 万円〔0 円未満の場合は 0 円〕） × 5 %または 7 %」となります。

詳細につきましては、国土交通省ホームページ「住宅ローン減税」をご確認ください。

●寄附金税額控除

地方公共団体等に対する寄附金については、下記の税額控除の制度が適用されます。

対象となる寄附金	①地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税、災害義援金） ②北海道共同募金会 ③日本赤十字社北海道支部 ④北海道が条例で定めた団体（道民税のみ） ⑤釧路市が条例で定めた団体（市民税のみ）
控除の計算	控除額＝①②のいずれか少ない額×10%（市民税6%、道民税4%） ①寄附金額の合計額－2,000円 ②総所得金額等×30%－2,000円 更に、寄附金に①地方公共団体への寄附金（ふるさと納税、災害義援金）が含まれる場合は、前記に加えて①②のいずれか少ない額が加算されます。（特例控除額といいます） ①（ふるさと納税の合計額－2,000円）× （90%－{0～45}%注1×1.021注2）（市民税3/5・道民税2/5） ② 調整控除後の所得割額の20% 〔注1〕 寄附者に適用される個人住民税計算上の所得税の限界税率です。 令和8年度より算出方法が変更となりました。 「課税所得金額－人的控除の差－ （所得税の基礎控除額－48万円）」 所得税については「寄附金額－2,000円」が所得控除となります。 〔注2〕 復興特別所得税 ※令和元年6月1日からふるさと納税指定制度が施行されました。 総務大臣の指定を受けていない地方公共団体への寄附については、ふるさと納税の対象外となります。
適用下限額	2,000円
適用時期等	指定寄附金の一部は平成29年1月1日以降の寄附金について該当します。 また、市町村により指定寄附金の扱いが異なりますので、ご注意ください。

※この他、配当控除・外国税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除があります。